

## 議案第30号

### 東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約を次のとおり変更する。

### 東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

東十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約（平成18年3月20日規約第1号）の一部を次のように変更する。

題名中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改める。

第1条及び第2条中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改める。

### 附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。